

農村整備事業 (農業集落排水施設整備事業)	事業主体 県 市町村	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--	------------------	--------------------------

趣 旨

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う事業

事業の内容

1 強靱化型

既設の農業集落排水施設について、2で定める最適整備構想又は維持管理適正化計画（以下この別紙においてそれぞれ単に「最適整備構想」又は「維持管理適正化計画」という。）に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築（以下この別紙において「改築」という。）又は撤去を行う。

2 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。

3 調査計画策定

農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

4 計画策定等事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化等を目的とした農業集落排水施設整備事業の実施に必要な諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な維持管理適正化計画の策定を行う。また、農業集落排水施設の最適整備構想の策定（最適整備構想の策定に必要な当該施設の点検・診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、その他農業者等が組織する団体

採 択 要 件

1 共通要件（計画策定等事業を除く）

- (1) 受益戸数はおおむね20戸以上であること。ただし、末端受益は2戸以上とする。
- (2) 改築の場合は、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上で、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則供用開始後7年以上経過していること。
 - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所（敷地面積0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の防災拠点等については、1地方公共団体当たり10か所）を上限とする。

2 強靱化型

- (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの。
- (2) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの
- (3) 処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの。
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

3 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

5 計画策定等事業

(1) 維持管理適正化計画を策定する場合にあつては、当該事業費が200万円以上であること。

(2) 最適整備構想を策定する場合にあつては、1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
市町村営	強靱化型	50	—	50	
	高度化型	50	—	50	
	調査計画策定型	50	—	50	
	計画策定等事業	定額	—	—	